

議案第 99 号

つくば市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 11 月 30 日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

つくば市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

## つくば市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年つくば市条例第59号）

## 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第14条（略）</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第16条—第35条（略）</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項に規定する特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「特定教育・保</p>	<p>第1条—第14条（略）</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第16条—第35条（略）</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p>第36条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が第1項に規定する特別利用教育を提供する場合は、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中 _____</p>

育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」  
と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とある  
のは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同  
号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるの  
は「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給  
付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」  
とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、  
第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2  
項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項  
第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子  
ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認  
定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を  
除く。）」とする。

第37条（以下略）

「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とある  
のは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同  
号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるの  
は「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給  
付認定子ども」と  
、  
第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2  
項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項  
第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子  
ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認  
定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を  
除く。）」とする。

第37条（以下略）